

# 地域福祉委員会所管事務調査報告書

地域福祉委員会では、令和7年度の所管事務調査項目として、下記のとおり決定し、調査研究を実施いたしました。以下その概要を報告いたします。

## 1 調査事項

- (1) こどもまんなか社会の実現に向けた取組について
- (2) 地域と福祉の連携による移動手段の確保について
- (3) 途切れのない発達支援について
- (4) こども誰でも通園制度について

## 2 委員構成

委員長	藤浪 清司	副委員長	山口 善之
委員	高橋さつき	委員	田中 通
委員	中西 大輔	委員	宮木 健
委員	田中 淳一 (三重県議会議員補欠選挙に立候補したため、8月29日付 けで自動失職)		

## 3 調査活動概要

令和7年7月1日 委員会

執行部から調査事項の現状を聴取

- (1) こどもまんなか社会の実現に向けた取組について
- (2) 地域と福祉の連携による移動手段の確保について
- (3) 途切れのない発達支援について
- (4) こども誰でも通園制度について

令和7年7月29日～令和7年7月31日 行政視察

視察先及び内容

- ・静岡県藤枝市 「福祉分野と連携した生活交通の確保策について」
- ・神奈川県川崎市 「こどもまんなか社会の実現に向けた取組について」
- ・東京都文京区 「令和7年度未就園児の定期的な預かり事業について」
- ・東京都日野市 「発達・教育支援センター「エール」について」

令和7年8月8日 委員会

## 行政視察を終えての意見交換

令和 7 年 10 月 2 日 現地視察及び委員会

### 視察先及び内容

- ・庄内地区地域づくり協議会 「庄内地区お出かけ支援サービスについて」
- ・すずっこスクエア 「すずっこスクエアについて」

### 委員会

現地視察を終えての意見交換及び調査事項の論点整理

令和 7 年 11 月 4 日 委員会

### 調査事項のまとめ

令和 7 年 12 月 12 日 委員会

委員会所管事務調査報告書最終確認

## 4 調査研究の結果

### (1) こどもまんなか社会の実現に向けた取組について

#### —鈴鹿市の現状—

こどもまんなか社会とは、すべてのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活が送れるようにこどもや若者の権利が守られた社会のことであり、平成元年 11 月、第 44 回国連総会において採択された子どもの権利条約は、世界中すべてのこどもたちがもつ人権（権利）を定めた条約で、日本は平成 6 年 4 月に批准した。その 30 年後の令和 5 年 4 月、こども家庭庁の発足と同時にこども基本法が施行された。こども基本法は、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、こども施策の基本理念のほか、こども等の意見の反映などについて定めている。また同年 12 月には、こども施策を総合的に推進するためのこども大綱が閣議決定され、こどもまんなか実行計画が策定された。

本市では平成 28 年 4 月に、こども政策部を設置して、こども政策の推進体制を整え、令和 5 年 7 月に、こどもまんなか応援サポーター宣言を行い、すずっこまんなかプロジェクトと称して様々な事業や催しを実施している。令和 6 年 4 月には、母子保健分野と児童福祉分野の連携を強化し、途切れのない支援を実施するため、こども家庭センターを設置した。そして、子どもの権利条約やこども基本法を踏まえ、本市において根拠を持って、こども施策を総合的に進めていくために、鈴鹿市こども条例を制定し、令和 7 年 4 月に施行した。

鈴鹿市こども条例は、子どもの権利を守り、地域社会全体で子どもの健やかな成長を支え合うことにより、全てのこどもが将来に夢と希望を持って生きることができるまちづくりを進めることを目的とし、子どもの健やかな育ちを支援するに当たっての基本理念のほか、こ

どもの大切な権利や大人の責務と役割、基本的施策などについて定めている。

第 14 条、子どもの居場所づくりでは、就学前の居場所は、0 歳児から就学前の子どもとその保護者が利用できる子育て支援センター、「つどいの広場」、就学中の小学生が利用する「放課後児童クラブ」、小中学生のうち一人親家庭の子どもに対する学習支援を行う「まなびーの」、対人関係の不安などが原因で学校へ行きづらくなったり、社会的なつながりが少なくなっている子どもの居場所である「ほ～むベース」、0 歳から 18 歳までが利用できる児童館など、公的支援において、切れ目なく居場所を提供している。なお、児童館では、発達過程に応じて支援を継続することもあり、利用経験のある若者の居場所としての役割も担っている。また、地域主体の居場所として、子育てサロンや子ども食堂のほか、様々な子育て支援サークルが活動している。

第 10 条、子どもの意見表明及び社会参加の促進については、これまでの既存事業としては、子ども議会を年 1 回開催しており、市内小中学校の 20 名の児童生徒が子ども議員となって、テーマごとに調査研究を行い、質問・提案を行っている。これに対し、市長や市の部局長が答弁を行うことで意見交換を行っており、子どもの声をまちづくりに生かしていく事業となっている。次に、新規事業として意見表明の方法として、小中学生が学校で使用しているクロムブックを活用することを想定し、いつでもだれでも意見を言える場、テーマごとにアンケートを実施することや意見を募集することを考えている。

次に、市町村子ども計画の作成は、子ども基本法第 10 条に努力義務として規定されており、子ども大綱や都道府県子ども計画を勘案して作成するとされている。また、子ども大綱には、子どもに関する各種計画等を一体的に作成することが出来るとされており、これにより、子ども施策が市民に分かりやすくなるメリットがある。

本市では、子ども・子育て支援法に基づく第 3 期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画を令和 7 年 3 月に策定しており、計画期間を国の指針に則り、令和 7 年度から 5 年間としている。本計画は第 2 期鈴鹿市子どもの貧困対策計画及び鈴鹿市放課後児童対策計画と一体的に策定し、次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画として位置付けている。鈴鹿市子ども計画を策定するに当たり、新たに加える部分として、子ども・若者育成支援推進法第 9 条に規定する市町村子ども・若者計画を、少子化社会対策基本法における施策を加味して策定していく予定である。策定スケジュール方針は、令和 7 年度は、計画策定及び策定スケジュールを決定し、令和 8 年度に子どもや若者を対象とした市民アンケート等による課題の把握などを行い、令和 9 年度に計画を策定、公表する予定である。策定手法は、子ども及び若者の意見を計画に反映できるように意見聴取を丁寧に行う予定である。

## 一観察概要一

### (1) 神奈川県川崎市

神奈川県の北東部に位置し、人口約 155 万人、面積約 142 平方キロメートルの政令指定都市である。

川崎市では、平成13年4月に全国で初めて子どもの権利条例を制定した。条例制定に当っては、子どもを含む多くの市民が参加し、200回を超える話し合いを実施している。また、市のことどもに関する施策において、子どもの権利が総合的かつ計画的に保障されることを目的として、川崎市子どもの権利に関する行動計画を策定しており、子どもの意見表明・参加を支援する取組に重点的に取り組み、市役所や区役所が一体となって子どもの権利を守ること、子どもに関わる職員が、子どもの権利についてよく知ること、取組を担当する部局が進み具合を確認することなどで、評価・検証を行っている。

なお、子どもの権利に関する条例の制定に当たっては、教育委員会事務局が策定の事務を務め、市長事務部局で条例を施行し、今現在も教育委員会事務局と市長事務部局が連携して、お互いの取組に協力し合っている。

条例に基づいて、様々な取組を推進し、市政に関する子どもの意見を聴くために、川崎子ども会議を実施している。川崎子ども会議では、子どもたちの主体的な取組として、検討テーマの設定や具体的な市への提言内容などは、すべて子どもたちで検討している。子ども会議のO B・O Gなどが登録するサポーターが、子どもたちに寄り添い、必要な支援を行っている。参加形態は、通年を通して毎月子どもたちが集まって話し合う定例会議と令和5年度から開催している単発での参加も可能な市長や地域の大人とも話し合う機会としてのカワサキ☆U18を組み合わせて、市内在住・在学・在勤の小学4年生から18歳を対象者として、子どもが、ありのままの意見を言いやすい雰囲気づくりと、子どもを対等なパートナーとして接するように配慮することにより、より幅広い子どもの声を聴き、しっかり受け止める仕組みをつくっている。

子どもの意見表明を支援する取組として、川崎のまちを良くするためのアイデアを募集する「子ども・若者の“声”募集箱～君のつぶやきをきかせて～」を設置している。市のホームページやG I G A端末などインターネットを活用し、子どもたちが普段から市に対して想っていること感じていること、川崎のまちを良くするためのアイデアなどの意見聴取に取り組んでいる。届いた声は、市政運営の参考意見とし、自分たちの声が尊重されていることを実感できる機会となるように取組を進めている。また、子どもが市政に対して気軽に想いや考えを伝えることができること、子どもの意見に対する取組が見える仕組みとして構築し、市長が1つ1つに目を通し対応方針を示して、各部局が対応している。市長が毎月、届いた声の中から1通に対して、メッセージを文や動画で発信している。

子ども・若者への支援や子育て支援を総合的に推進していくため川崎市第2期子ども・若者の未来応援プラン第6章改定版を令和7年3月に策定している。子どもの権利を尊重すること、地域社会全体で子ども・子育てを支えること、子ども若者の健やかな成長・自立に向けた途切れのない支援を行うこと、すべての子ども・若者及び子育て家庭をきめ細やかに支援することを基本的な観点としている。

川崎市では、子ども・若者が健やかに成長できるよう、多様な主体がともに連携、協働しながら、地域がつながり、誰もが互いに助け合い、支え合うことのできるまちを目指すに当たり、地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくりを進める団体を育成・支援するため、地域子ども・子育て活動支援助成事業を実施している。過去の主な助成団体は、

こども食堂、学童保育、学習支援、居場所づくり事業、不登校児支援などがある。

川崎市の子どもの権利に関する条例制定後の取組として、11月20日（国連で条約が採択された日）をかわさき子どもの権利の日とし、その前後1か月間において、市と市民と協働で子どもの権利に関する周知・普及事業を実施している。広報の取組として、条例パンフレット等を作成し、県立、私立を含む市内小・中・高等学校、特別支援学校の全児童・生徒や小学校入学説明会において保護者にリーフレットを配付したり、Jリーグ川崎フロンターレとの連携事業も行っており、このような取組を通じて市民への子どもの権利条例の意識づけをしている。

### —まとめ—

川崎市のように、子ども条例について、職員に対して理念を共有するとともに、子どもの権利について、研修を行う必要がある。また、若者政策についても進める必要がある。

川崎市の意見表明の取組に関して、子どもの声を聴く募集箱については、市長が自ら子どもの意見を聴くことを定期的に行っており、また、それに対してメッセージを送ったり、子どもの意見に対する取組が見える仕組みを構築していることが非常に良い取組である。

また、川崎市子ども会議は、子どもの主体性を大事にしているところが印象的であった。本市でも、子ども議会の実施については、川崎市が取り組んでいるように、幅広い子どもの声を聴き、しっかり受け止める仕組みや市長と話し合う機会を設けているところなどを参考にするべきである。

## （2）地域と福祉の連携による移動手段の確保について

### —鈴鹿市の現状—

本市では、高齢者や介護が必要な方などの移動手段として、介護保険法に基づく暮らしまかせて支援事業、訪問型サービスB、道路運送法に基づく福祉有償運送、福祉タクシーや介護タクシーがある。また、地域づくり協議会の取組として、お出かけ支援サービスを実施している。

暮らしまかせて支援事業は、介護保険法に基づく地域介護予防活動支援事業の一つで、地区内に居住している65歳以上の全ての高齢者を対象として、住民主体の通いの場等の活動を、地域づくり協議会が地域の実情に応じて実施している。このうち支援者の自家用車等による病院、買い物への移動支援を実施しているのは、牧田、深伊沢、長太、鼓ヶ浦、栄の5地区である。市からは、初年度の立ち上げ支援費として、上限20万円、運営支援費として、事業開始の1年目、2年目は上限20万円、3年目は上限10万円の補助を行っている。なお、暮らしまかせて支援事業では、移動支援の実施は市の補助要件の必須事項ではないが、立ち上げから4年目となる年には、移動支援の実施が市の補助要件の必須事項となっている訪問型サービスBに移行することを推奨している。

訪問型サービスBは、介護保険法に基づき、地域づくり協議会が実施する支え合い事業で、支援者の自家用車等による病院、買い物への移動支援を実施している。現在、稻生、旭が丘、庄野、天名、合川の5地区が実施しており、市からは、年間の活動支援費として上限10万

円の補助を行っている。この事業の対象となるのは、地区内に居住している要支援1、または要支援2と介護認定された方、または、65歳以上の高齢者で、介護認定はされていないが、生活上何らかの支援が必要として地域包括支援センターにより、基本チェックリストを使用して事業の対象者と判定された方である。(基本チェックリストとは、厚生労働省が作成したもので、心身の機能で衰えているところがないかどうかを確認することで、介護保険法に基づく、介護予防事業や生活支援事業の利用の適否を判断するものである。)

介護保険法に基づくこれらの2つの事業の年会費、利用料金などの運用の詳細は、各地区により異なる設定となっており、現状としては多くの地区では、支援者の自家用車を利用した支援を実施しており、任意保険は支援者個人での加入となっている。支援者の成り手が不足していることや、後継者がいないこと、利用者自体が少ない地区があることから、支援者の確保や支援が必要な時に利用しやすい環境づくりが課題である。

道路運送法に基づく福祉有償運送は、介護認定された方や、身体障害の方が、タクシーなどの公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できない場合に利用できる有償の移動サービスであり、福祉有償運送は、NPO法人、社会福祉法人等が、当該地域を管轄する運輸支局に登録し、営利とは認められない範囲の対価によって、各事業者に会員登録した方に對して行う個別輸送サービスである。対象者や、料金体系は各事業所によって異なる。

福祉タクシーや介護タクシーの利用については、本市の独自事業として、本市と契約した事業者のタクシーに乗車する際に使用できるタクシーチケットの配布を実施している。配布の対象者は、肢体不自由の1級・2級、視覚障害の1級・2級、療育手帳A1(最重度)とA2(重度)、内部障害1級、精神障害者保健福祉手帳1級の所有者である。

お出かけ支援サービスは、令和2年度から椿地区及び庄内地区の地域づくり協議会が協働で実施しており、自動車運転免許証の返納や平日は家族が不在などの理由で移動手段に困っている椿地区、庄内地区に居住している方を対象とした付き添い支援を伴わない移動支援である。現在では、庄内地区と椿地区がそれぞれ1台ずつ車両を所有し、それぞれが独立して事業に取り組んでいる。協議会が車両を所有していることから、車両の取得や維持等に係る経費の負担や、支援者の確保、後継者の育成が今後の課題である。

## 一観察概要一

### (1) 静岡県藤枝市

静岡県の中部に位置する人口約13万人、面積約194平方キロメートルの市である。

藤枝市では「誰もが、快適に、移動できるまち」を目指し、高齢者をはじめとした公共交通の利用が困難な方に向けた移動支援施策を重層的に展開している。

高齢化がさらに進み、介護サービスの利用者が増大すると、サービスの提供自体が維持できなくなり、地域の創意工夫で持続可能なサービス提供を整備する必要があることから、地域住民等が課題とその必要性を共有することで、地域主体の意欲的な取組へつながった。

藤枝市は、移動支援を検討する上での調整事項として、道路運送法上の解釈と実施方法の整理、公共交通との住み分け・役割分担など多様な主体との意識共有、市の支援事業案に関する市役所内の合意形成、実施モデルに関する住民団体・関係団体の合意形成を挙げている。

そして、高齢者移動支援研究会を立ち上げ、福祉部門と交通部門が中心となって、庁内横串で6部局11課が参画し取り組んでいる。また、藤枝市社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの他機関とも連携している。

藤枝市移動支援施策としては、地域支え合い出かけっCARサービス支援事業、自家用有償旅客運送支援事業、交通空白地等通院送迎支援事業、仲間乗りタクシータクさん乗るさなどがある。地区によっては、中心市街地から近いこと、クリニックの移動支援、移動販売があるなど、移動支援サービスがなくてもよいという地区もある。また、令和5年4月より、自家用有償旅客運送の登録・事務について、国土交通省から権限移譲を受けている。これにより藤枝市での自家用有償旅客運送についての登録・届出等は藤枝市長へ行うこととなり、地域の身近な行政の窓口である市で、気軽に登録に係る相談、申請を行うことが可能となり、輸送資源の増加が期待でき、調整から登録手続までを円滑に進められることが期待できる。

地域支え合い出かけっCARサービス支援事業は、市内の10地区中6地区的地区社会福祉協議会等が主体となり、運転ボランティアによる外出支援事業に対し、市が運行体制立ち上げの支援や補助金の交付、市社会福祉協議会がリースする車両を提供することなどを通じて地域の高齢者の外出支援の取組を支援する制度である。対象者は、65歳以上で、自力での運転ができない方、公共交通の利用が困難な方、家族の支援を受けられない方で、行先は地区内のスーパーなど主に買い物支援で、利用者負担は無償である。

自家用有償旅客運送支援事業は、社会貢献活動として自家用有償旅客運送を行う団体・法人が主体となって、運転ボランティアによる外出支援を行おうとする地区に対し、市が運行体制立ち上げの支援や補助金の交付、市社会福祉協議会が保有する車両を提供するなどを通じて地域の高齢者の外出支援の取組をバックアップする支援制度である。地域支え合い出かけっCARサービス支援事業は無償運送であることに対して、この制度は補助金等を原資に運転者への賃金を支払うことができるため、より継続性の担保された運送形態となる。福祉有償運送を行っている地区が2地区あり、交通空白地有償運送を行っている地区が1地区である。また、福祉有償運送の利用対象者は運行地域在住の要支援者・事業対象者で、利用目的は通院、買い物などで、利用者負担は、タクシー運賃の8割以内となっている。交通空白地有償運送はバス・タクシーのサービス提供が困難な地域住民で、利用目的は買い物で、利用者負担は無償（運転手への対価の支払あり）である。

交通空白地域等通院送迎支援事業は、公共交通で目的地に行くのが困難な交通空白地域の要支援者等や要介護者の通院を支援するために送迎を行う医療機関等に対し、自動車保険、自動車整備費等への経費を、年間12万円を上限として、補助することで、通院が困難な人の医療機関への交通手段の確保を図っている。市内の4病院が行っており、補助条件は、無償運送で行う医療機関への送迎であること、利用者が市内に居住すること、バス路線が不便であったり、車両への1人での乗降ができないなど公共交通の利用が困難なこととなっている。

仲間乗りタクシータクさん乗るさは、出かけっCAR等の既存の移動支援事業で対応が困

難な移動課題の解決に向けて、タクシー事業者と地域が連携して行う地域主体の移動支援サービスで、令和6年度から新設されている。対象は1人では公共交通による移動が困難な高齢者が対象で、行先は介護予防に資する活動への参加のための送迎（サロン等・買物）、利用者負担は無償となっている。地域が住民のニーズを取りまとめ、一定の時刻、ルートを設定した運行計画を策定し、計画に沿った運行契約をタクシー事業者と締結する。市は地域に対して立ち上げ支援、地域とタクシー事業者との契約の調整、運賃の一定割合の補助を行い支援している。

今後は、藤枝市では、誰もが快適に移動できるまちづくりを実現するため、公共交通確保・充実と新しい交通の仕組みづくりを推進し、日常生活に必要な交通手段を選択できる環境づくりを提供できるよう施策を展開していく。

## （2）庄内地区地域づくり協議会

庄内地域づくり協議会が主体となって、令和2年12月から移動手段に困っている高齢者を対象に、あらかじめ設定した目的地へ送迎するお出かけ支援サービスを行っている。支援内容は、通院、買い物、外出の際に利用ができ、年会費などは不要となっており、送迎を受ける際に利用者が支払う料金は、利用者の自宅と所定の箇所との区間において、往復で100円または、200円となっている。運転手については、年齢等の条件は設けておらず、協議会が所有する車両を使用して移動支援に取り組み、任意保険についても協議会で保険契約を行っている。運転手の数は6人で、令和6年度の活動実績は、183人の利用者数となっている。

庄内地区は高齢者が多く、運転手の確保や後継者の育成など、事業の継続をしていくためには、特に人員に対する支援を求めており、運営に係る費用の支援が必要である。

### —まとめ—

藤枝市では、全序を挙げて府内横串の体制で、地域の団体または社会福祉協議会などと方向性を決めてスタートし、民間業者との連携などもしっかりと行った上で行っていることが参考になった。

担い手不足が一番の問題であるが、困りごと生活支援について、移動手段だけではなく、様々なサービスについて必要に応じて取り組んでいく必要がある。

藤枝市は社会福祉協議会に委託して、移動支援の車をリースし、車両と任意保険の費用を市が負担している。このようなサポートがあれば、本市も移動支援サービスが広がるのではないかと考える。

庄内地区のお出かけ支援サービスについては、今後継続する当たり、運転手などの人員の確保、後継者の育成など、行政のサポートが必要である。

## （3）途切れのない発達支援について

### —鈴鹿市の現状—

こども家庭支援課では、発達に関する5歳児健診を実施し、小学校就学に向けて、そして

就学後以降と継続した支援を実施している。5歳児健診において要支援判定となったこどもに対しては、健診当日に心理士から幼稚園・保育園等（以下「園」という）に対し、専門的見地からのアドバイスを行っている。また、既支援判定となったこどもで、療育センター、児童発達支援事業所等に通所しているこどもに対しては、関係機関と連携し、健診後、保護者やこどもに対して発達や就学に係る支援を行っている。要支援、既支援判定となったこどもの保護者に対しては、5歳児健診の結果を直接伝えるため、保護者に園へ来ていただいて、職員、園の先生と健診時や園での様子を伝えるとともに、家庭での様子を保護者から伺っている。また、発達検査、言語相談等を実施し、必要に応じて療育や医療へつないでいる。5歳児健診後は、こうした支援に加え、年3回程度、継続的に園を訪問してこどもの様子を観察し、支援を必要とするこどもに対する支援の方法を園とともに検討し、実施している。また、安心して就学できるよう、園でのこどもの様子を保護者へ伝え、発達の相談を受けるとともに、学校見学の同行支援を行うなどの支援を実施している。なお、5歳児健診で良好、見守り判定となったこどもの保護者についても、育児への不安などに関する相談には幅広く対応し、園でのこどもの様子を確認し、その様子を保護者に伝えている。5歳児健診の判定結果で、要支援、既支援を合計した人数は、令和5年度以降、300人程度となっており、令和4年度以前に比べ増加している。また、5歳児健診後から就学までの期間における電話等の支援は、年間3,000件を超えている。

就学に当たっては、障がいのあるこどもが適切な環境で学べるよう、鈴鹿市就学支援委員会で、就学先の判定を行っており、申請数が増加傾向にある。そして、就学、進学に向けて、保護者がこどもを安心して就学、進学先へ送り出すことができるよう、引継ぎ支援会議を行っている。この会議では、入学前に、こどもの様子や、今まで行われてきた支援の方法等を、在籍する園や学校等から就学、進学先へ伝え、支援の引継ぎをしている。過去3年間の実施状況と、5歳児健診を始めた平成28年度を比べると、園から小学校、小学校から中学校は実施件数が倍増している。

就学後は、支援の継続を図るため、その支援として各学校を訪問し、小学1年生のこども全員を対象に学期に1回、小学校から中学校への引継ぎ支援会議にこども家庭支援課職員が同席した中学1年生のこどもを対象に年に1回、こどもの様子を把握し、学校関係者とこどもの状況についての情報交換等を行っている。見守り、要支援、既支援のいずれの判定を受けた場合も、学期の経過とともに適応できているこどもが増加している。

保護者や学校から相談があった際には、学校等を訪問し、こどもや先生方への支援を実施する巡回支援や、気になるこどもの支援について保護者・学校・関係機関等と協議する支援会議等を行っている。これらの支援に当たっては、こどもの特性や支援の手立て等を記入する「すずっこファイル」を活用し、保護者と園や学校等がこどもの長所や困っていること等について情報共有し、具体的な支援と一緒に考え、支援の継続につなげている。さらに、家庭と教育と福祉の連携として、教育委員会とこども家庭支援課が連携して実施している「すずっこスクエア」では、5歳児健診後の支援として、年中児から、小学1年生の発達が気になるこどもや何らかの心配事がある保護者を対象に、小集団でのソーシャルスキルトレーニングや、心理士等による保護者相談への対応を行っており、利用者数は年々増加している。

また、こども家庭支援課の高等学校世代の方の相談件数はそれほど多くないが、これは、義務教育を終えて、将来的なことを見据え、既に、障がい支援や就労等、より具体的なニーズに沿った各関係機関につながっているからではないかと考えられる。

現在の課題としては、こども家庭支援課には、保育士、保健師、教員、心理士等の専門職が在籍し、支援を実施しているが、支援を必要とするこどもが増加傾向にある中、定着してきた支援を継続するためには専門職の確保が不可欠でありこれらの専門職による支援体制の整備に取り組んでいる。5歳児健診後の支援は、主に就学に向けての支援となっており、子どもの様子がその後どのように成長・変化したかといった効果検証の検討が必要である。また、5歳児健診において、発音の不通過のあるこどもが増加傾向にあり、言語相談後に継続して言語訓練を受けられる体制が十分でないため、言語聴覚士等を確保し、支援体制を整備する必要がある。今後も、就学後における切れ目のない支援を継続していくため、教育委員会や学校と連携した体制整備の検討が必要である。

## 一観察概要—

### (1) 東京都日野市

日野市は東京都の多摩地域南部に位置しており、面積は27km<sup>2</sup>、人口は約19万人の市である。

日野市発達・教育支援センターエールでは、0歳～18歳までの、発達面、行動面、学校生活面において支援を必要とする子どもや子どもの育ちについて不安のある保護者、関係機関に対し、福祉分野と教育分野が一体となって切れ目のない支援、総合的な相談や支援を実施している。これにより個に応じた子どもの健やかな成長を共に支えあい、継続した育ちのサポートに資することを目的としている。日野市では、障害児通所施設の老朽化により、再編のための検討を始め、平成26年に発達・教育支援センターエールを開設した。

エールの特徴は、1. 発達や教育に係る相談・支援の窓口が一本化し、分かりやすい相談・支援体制の整備、2. 福祉と教育の連携による切れ目のない支援を実施、3. 多様な専門職による総合支援を実施、となっている。エールの組織体制は、市長部局の子ども部と教育委員会教育部にまたがる形で発達・教育支援課を設置している。職員は、事務職、保健師などの正規職員と心理士、作業療法士、言語聴覚士、就学相談員、特別支援教育総合コーディネーター、スクールソーシャルワーカー、保育士、学校派遣看護師、事務補助、学級支援員、介助員、リソースルームティーチャーなどの会計年度任用職員で構成している。

エールの相談支援体制は、福祉と教育の相談窓口を一本化し、センター総合相談受付を行い、保健師、スクールソーシャルワーカー、保育士が担当して、適切な相談担当及び必要な支援につないでいる。エールの支援体制は、発達相談・支援と特別支援教育の総合相談支援を行い、発達・教育支援システムでカルテを一本化して情報を共有している。

エールで実施している相談事業は、心理士、言語聴覚士による心理相談、言語相談が多く、保健師による一般相談、専門医による医療相談、就学・進学相談、障害児相談がある。支援事業としては、通園事業、保育所等訪問支援、1歳6か月健診や3歳児健診後のフォロー、

2歳から就学前の療育、言語聴覚士、作業療法士による個別専門指導、保育園・幼稚園・学童クラブ・小中学校への専門家による巡回相談、スクールソーシャルワーカーの派遣、学校に行けない児童・生徒のための居場所支援事業、障害または発達に支援が必要な2歳から就学前までを対象とした一時預かり、保護者交流がある。学校への事業として、特別支援学級、特別支援教室、日野市独自の学習保健室であるリソースルームの設置と日野市の基準となる取組で特別支援教育の手引きとなる「ひのスタンダード」がある。リソースルームは通常の学級に在籍し、特定の教科学習に困難を示している児童・生徒に対し、個別の補充指導等による学習支援を行う部屋で、全小・中学校に設置し、各学校で個別の学習指導を実施している。

また、切れ目のない支援を行うため、エールを中心に福祉と教育のシートを一本化した「かしのきシート」（個別の支援計画書）を保護者同意の上で作成し、子どもの成長記録やサポート内容を1年ごとに1枚のシートにまとめ、エール、保育所、幼稚園、小・中学校、学童クラブ、高等学校等の関係機関で共有、記録、保存、引継ぎをしている。

また、日野市には、乳幼児と保護者の遊び場・交流の場である「子育てひろば」や中高生世代の居場所「中高生世代スペース」を備えている「子ども包括支援センターみらいく」があり、すべての子どもの健やかな成長を切れ目なく支援するこども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点となっている。日野市発達・教育支援センターエールとは別の場所にあるが、可能であれば、同じ場所にあるほうが望ましいとのことであった。

## （2）すずっこスクエア

家庭・教育・福祉の連携トライアングルプロジェクトである「すずっこスクエア」は、4歳児クラス対象児と保護者、5歳児クラス対象児と保護者及び小学1年生と保護者を対象に、集団への馴染みにくさや苦手さなど、何らかの課題や心配を持つ子どもとその家族に対して、毎週月・金曜日の15時30分から16時30分に一ノ宮町にある旧一ノ宮幼稚園で実施しており、保護者の送迎が必要である。ソーシャルスキルトレーニングを取り入れた活動と保護者への面談を活動の二本柱としている鈴鹿市独自の事業である。

すずっこスクエアの運営業務は、教育委員会事務局とこども家庭支援課が担当し、教育委員会事務局の職員とこども家庭支援課の職員が、事前打ち合わせ及び当日の運営業務に関する打合せ、面談内容の報告等を行っている。

## —まとめ—

日野市の発達・教育支援センターエールでは、福祉分野と教育分野が一体となって、専門職が充実し、1か所で相談等ができる、学習支援と相談事業を一体となって進めていることなど、教育と福祉の連携が非常に良いと感じた。全小・中学校に設置し、各学校で個別の学習指導を実施している日野市の学習の保健室であるリソースルームの取組が参考になった。

一方で、相談支援体制としては、エールでは心理士、言語聴覚士の専門職の方などが充実

し、ワンストップで相談が可能であり、さらに学習支援等にも福祉分野からサポートを行っているなど、切れ目のない支援が行われている。本市としても今後、福祉分野と教育分野が連携した発達支援、18歳を超えてから支援が課題となってくる。一方、相談員に会計年度任用職員が多く、正規職員が少ないということで、身分保障が課題である。また、こども包括支援センターと発達支援センターは同じ場所に設置することが望ましいというご意見をいただきており、本市でも検討が必要である。

すずっこスクエアについては、職員は5歳児健診を担当する会計年度任用職員等が兼務して交代で担当しているため、開設日時が固定され、情報共有に課題がある。また、市内に1か所で、遠方のため通いたくても通えない子どもがいるかもしれないため、受け入れ場所の検討が必要である。また、すずっこスクエアには、専任で取り組むことができる専門職の職員の配置が必要である。

#### (4) こども誰でも通園制度について

##### —鈴鹿市の現状—

こども誰でも通園制度は、こどもを中心に考え、子どもの成長の観点から、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備することを目的として、令和8年度から全国の自治体で実施される新たな制度である。対象者は、保育所等に通っていない0歳6か月から3歳未満のこどもで、国が定める利用時間の枠内で柔軟に利用が可能となっている。

事業の実施方法は、保育所等の空き定員の枠を活用して受入れを行う余裕活用型と定員を別に設け、在園児と合同または専用室を設けて、受入れを行う一般型があるが、本市では、令和7年度の新年度入所で、新規申込者も多く、特に0歳児から2歳児は、待機児童が出る可能性もあったことを踏まえると、余裕活用型での実施は、少数になると想われる。

こども誰でも通園制度に特化したニーズ調査は実施していないが、第3期子ども・子育て支援事業計画策定時のアンケートの中に、「鈴鹿市の子育て支援施策として期待するものは」との問い合わせに対して、就労要件が無く、誰でも利用できるサービスの充実を期待する声が、約50パーセントと高い回答となっている。事業実施に向けては、保育士の人材確保も課題の一つになるため、私立保育連盟や幼稚園協会とも協議・協力しながら、通常保育の分の保育士確保も含めて、取り組んでいる。また、私立保育連盟や幼稚園協会等の関係者への説明会やヒアリング等を丁寧に行うとともに、課題の整理などを行い、国の動きを注視しながら、令和8年4月1日事業開始に向けて準備を進めている。

##### —観察概要—

###### (1) 東京都文京区

文京区は東京都の区部北部に位置しており、面積は11km<sup>2</sup>、人口は約24万人の特別区である。

文京区では、保育所等を利用していない未就園児を保育所等で定期的に預かることで、他

の児童とともに過ごし遊ぶ経験を通じて児童の発達を促すとともに、保護者の育児不安の軽減や支援が必要な家庭を関係機関と連携して支援することにより、子育て支援の充実を図ることを目的として、令和8年度から全国の自治体で開始されるこども誰でも通園制度に関する事業として、未就園児定期預かり事業を実施している。令和5年度は、モデル事業として1園で実施し、令和6年度は、実施を希望する私立認可保育所及び私立幼稚園に加え、後楽幼稚園内にあるグループ保育室こうらくで実施している。令和7年度については、未就園児の定期的な預かり事業として、区内私立保育園等で実施している。

令和7年度未就園児の定期的な預かり事業の対象者は区内在住で保育園や幼稚園等に通っていない生後6か月から2歳児クラスまでの児童で、利用形態は、9時から17時まで、週1回、原則2か月以上の利用としている。定員は、各園の空き定員の範囲内かつ各曜日ごとに上限3名の範囲内としている。利用料金は、週1回利用で月額5,000円から8,000円の範囲で各園が決定している。周知は、各園から行うとともに、文京区からも区ホームページ、区メールマガジン、区LINE等で行っている。申込方法は、ホームページ、電話等により各園へ直接申込みいただく形となっており、抽選等の公平な方法で利用者を決定している。

本事業については、充足すべき職員数（基本分）プラス2名の人員配置がされていることが必要である。どの年齢に配置するかは、各園で決めており、定期的な預かり事業のこどもと通常クラスのこどもを合わせて保育している園が多く、分けて保育をしている園のほうが少ない。原則2か月以上の利用としているため、通常クラスのこどもや担任の先生と段々と馴染むことができる。また、外国人児童を受け入れた園については、当該家庭の言語・習慣・食事等に特別な対応を行うための経費として、一児童当たり月額9,000円を交付しているが、文京区では外国人を受け入れた例はあまりないとのことであった。文京区でも、保育士の人材確保は難しく、各園が人材確保のために、派遣会社を通す場合には、手数料がさらにかかることが課題であった。

未就園児の定期的な預かり事業利用に関するアンケートによると、保護者からは利用してよかったですという意見が多く、預かり保育に行くことを楽しみにしているこどもが半数以上であった。また、保護者からは利用日数を増やしたいという意見も多くあった。

こども未来戦略に基づき、こども誰でも通園制度が新たに創設され、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施される。文京区では、令和7年度まで実施する未就園児の定期的な預かり事業の結果も踏まえ、区立及び私立保育所、私立幼稚園、グループ保育室などにおいて当該事業を実施することとし、就労要件に問わず柔軟に預かり事業を行うことで、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することにしている。

## 一まとめ

保育士の人材確保が一番の課題であると考える。また、保護者にとっては、預かり保育が

週1回では十分とは言えないと思われる。また、料金体系について、どのようにするべきか考える必要がある。

本市でも私立園と公立園で、こども誰でも通園制度をどのようにしていくかということや外国につながることへの配慮についても検討する必要がある。

## 5 市行政への提言

以上の調査研究を踏まえ、次のとおり提言する。

### 1 こどもまんなか社会の実現に向けた取組について

- ①「鈴鹿市こども計画」の策定に当たっては、子どもの参加、意見表明の機会を設けるとともに、こども若者の意見を聴取し、施策へ反映する仕組みの構築について、府内で連携して取り組むこと。
- ②本市の職員に対して、子どもの権利について理解を深める機会を積極的に設け、子ども条例の理念を共有し、実効性を高めるよう取り組むこと。

### 2 地域と福祉の連携による移動手段の確保について

- ①高齢者等のための移動支援については、市内の各地域で取組がさらに広がるように、また事業が継続できるように、担い手の確保、後継者の育成、使用する車両や任意保険の費用等について、支援を検討すること。
- ②公共交通、福祉、地域づくりについて担当する部署が情報を共有するなど、府内横串の体制で、移動手段の確保について連携して取り組むこと。

### 3 途切れのない発達支援について

- ①相談体制の充実に向けて、言語聴覚士等専門的知見を有する人材の確保を進めるとともに、就学後の途切れのない支援のための、福祉と教育の連携をさらに進めること。
- ②子どもの発達などに係る相談を受けるとともに、発達に関する支援を行う福祉と教育が連携したワンストップの窓口を備えた施設について、市内全域から通いやすい適切な場所への設置を検討すること。

### 4 こども誰でも通園制度について

- ①こども誰でも通園制度を開始するに当たって、保育士の人材確保を重点的に進めること。
- ②公立園、私立園の役割分担を明確にするとともに、協力をしながら、保護者とこどもたちにとって利用しやすい制度として、運営すること。